

徳島県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
えだがわ小児科	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下五〇五	枝川 卓二	令和七年八月三十一日
成長調剤薬局	板野郡藍住町勝端字成長一六五―二	グリーン・メディカル・サービス有限公司	同